

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆ 本日の株価指標等
- ◆ 第一部前・後場概況

2. セミナー情報

- ◆ +YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

3. コラム

- ◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 3. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 98

有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告事案等について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長 松重友啓

今回は、開示検査課長の松重（まつしげ）が最近の有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告等の事案についてご紹介させていただきます。

開示検査課においては、課徴金の対象となる行為のうち、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の虚偽記載等の開示規制違反について、金融商品取引法に基づき、有価証券の発行者や参考人に対して、開示検査を実施しています。その結果、違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令勧告を行うほか、必要に応じて訂正報告書等の提出命令勧告を行っています。平成 25 年度においては、当課は、8 件の

課徴金納付命令勧告と1件の訂正報告書等の提出命令勧告を行っています
(平成25年12月10日現在)。なお、平成24年度においては、9件の課徴金納
付命令勧告と1件の訂正報告書の提出命令勧告を行っています。

ここでは、最近勧告した3事案について紹介したいと思います。

1. KYCOMホールディングス株式会社に対する課徴金納付命令勧告につ いて

(1) 課徴金納付命令勧告の対象者について

KYCOM(かいこむ)ホールディングス株式会社(以下「カイコム」
といいます。)は、東京証券取引所JASDAQに上場しており、ソフト
ウェア開発等を業務としています。

(2) 事案の概要

カイコムは、その子会社において、平成10年にソフトウェア開発のため
の工場及び研修施設建設用地として取得した土地が、業績の低迷や技術進
歩による事業所面積の縮小等により取得以降何ら利用されないままとなっ
ていたにもかかわらず、これを遊休資産として適切な減損会計の適用による
特別損失を計上せず、土地を過大に計上するなどしていました。

また、カイコムの子会社において、製品として市場で販売することを前
提とした各種ソフトウェアに係る仕様変更や改良作業が相次ぎ中断された
ところ、販売が見込まれる客観的事象がないにもかかわらず、費用処理す
ることなく、仕掛品を過大に計上するなどしていました。

これらの結果、カイコムは、金融商品取引法に規定する「重要な事項に
つき虚偽の記載がある」有価証券報告書及び四半期報告書を提出したこと
から、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったものです。

(3) 課徴金額

2,700万円

2. 株式会社エル・シー・エーホールディングスに対する課徴金納付命令勧 告及び訂正報告書等の提出命令勧告について

(1) 課徴金納付命令勧告及び訂正報告書等の提出命令勧告の対象者について

株式会社エル・シー・エーホールディングス(以下「エル・シー・エー」
といいます。)は、東京証券取引所市場第二部に上場しており、経営コン
サルタント等を業務としています。

(2) 事案の概要

エル・シー・エーは、平成21年5月期に、土地及び建物等を現物出資財
産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土

地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどしていました。

これらの結果、エル・シー・エーは、金融商品取引法に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券届出書を提出したことから、課徴金納付命令及び訂正報告書等の提出命令を発出するよう勧告を行ったものです。

(3) 課徴金額

3 億 5,329 万円

3. 株式会社雪国まいたけに対する課徴金納付命令勧告について

(1) 課徴金納付命令勧告の対象者について

株式会社雪国まいたけ（以下「雪国まいたけ」といいます。）は、東京証券取引所市場第二部に上場しており、きのこの生産販売等を業務としています。

(2) 事案の概要

雪国まいたけは、平成 10 年に取得を断念した土地の取得費用として支出した金額について、本来は、全額損失処理すべきであったところ、建設仮勘定として資産計上し続け、その後に取得した別の土地の取得費用であることとして合算することにより、損失計上を回避し、土地を過大に計上していました。

また、雪国まいたけは、平成 24 年 3 月期に役務提供を受けた広告宣伝業務に関する費用の一部について、費用計上を翌期以降に繰り延べ、同期の広告宣伝費を過少に計上するなどしていました。

これらの結果、雪国まいたけは、金融商品取引法に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書及び四半期報告書を提出したことから、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったものです。

(3) 課徴金額

2,250 万円

以上 3 件の勧告については、いずれも、証券取引等監視委員会ウェブサイトの平成 25 年（2013 年）における報道発表の一覧表からご覧になることができます。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/c_2013.htm

4. 今回の勧告事案の特徴等

ご紹介した3件のうち、上記2の事案（株式会社エル・シー・エーホールディングス事案）では、課徴金納付命令の勧告に加えて、訂正報告書の提出命令の勧告も行いました。

開示書類の重要な虚偽記載がある場合、証券取引等監視委員会は、投資者保護その他の公益を確保するため必要があると判断される場合に訂正報告書等の提出命令の発出を勧告することができます。これまでに、開示書類の訂正報告書等の提出命令を3件発出しています。上記2の事案では、重要な虚偽記載のある平成21年5月期以降の有価証券報告書等が依然として公衆縦覧されれば投資者の投資判断に重要な影響を与えると考えられることなどから、投資者保護等を図るため、訂正報告書及び訂正届出書の提出命令を行う必要があると判断しました。

また、上記2の事案は、会社が設立した第三者委員会の結論を待たずに訂正命令等の勧告を行う初の事例となります。

上記3つの事例では、いずれも第三者から成る事実関係や原因の解明、責任の所在等を目的とした調査を行う委員会が立ち上げられています。こうした場合、証券取引等監視委員会は、第三者委員会の調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができますが、通常、第三者委員会の設置は、検査対象先自身による事実解明に向けた主体的取組の一環として行われてきました。しかしながら、上記2の事案では、本件検査の開始以来、相当な期間を経過しましたが、その間、当社は、第三者委員会の設立はもちろん、事案解明に向けた当局の調査に対しても消極的な対応を示し、その後、当局から有価証券報告書等の自主訂正等を慫慂されるや突然、第三者委員会を設置して事実関係の調査を行う意向を初めて表明された、といった経緯があり、こうした事情にかんがみると、第三者委員会の結論を待ってはいは、速やかな開示書類の訂正等が行われたいおそれがありました。同時に、当社は関係者に対して、早期に資金調達を実施したいとの意向を示したとの情報もありました。このため、投資者保護等を図るためには、現在も引き続き公衆縦覧に供されている、重要な虚偽記載が認められる平成21年5月期以降の有価証券報告書等の早急な訂正等が必要と認められたため、第三者委員会の結論を待つことなく、必要な訂正報告書等の提出命令等の発出を勧告したものです。

証券取引等監視委員会としては、開示検査等を通じて正確な企業情報の迅速かつ公平な市場への提供の実現等を図ることにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護するため、今後とも、適切に対応してまいります。

※文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>